

令和6年度 芦屋市立浜風小学校いじめ防止基本方針

1. 学校の方針

本校の教育目標「自ら学び共に生き、創造する子」のもとに「自律・共生・創造」を目指し、すべての児童が安心・安全に学校生活を送れ、規律正しい態度で授業や行事に参加し、どの子どもが活躍できる学級・学校づくりを進めている。

そのために、本校職員が「いじめはどの学校、どの学級にも起こりうるものである」という共通認識のもとにたち、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針を定める。

2. 基本的な考え方

本校は子どもたちの登校を見守ったり、放課後の子どもたちの関係作りをする校庭開放やコミスク活動があったりと地域の方々に見守られている。また、保護者は協力的で、学校行事などに積極的に参加し、子どもたちをともに見守るという姿勢が見られる。しかし、経済的にも時間的にも子どもたちに目を向ける余裕のない家庭も多く、子どもの心の変化や友だち関係の変化に気づきにくい現状もある。近年は外国にルーツを持つ児童が増えてきており、文化や習慣などの違いを認め、個に応じたきめ細やかな指導をしている。

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめについては、子どもたちの悩みやいじめがないかなどを知るための手立てとしてアンケートをとったり、問題行動があればケース会議をもって話し合ったりしてきた。また、教職員が児童の変化を見逃さないように日々心がけ、気になることは家庭へ連絡し連携を図っている。学校、家庭、地域とともに継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組むために、学校全体で組織的に取り組む。そして「いじめを許さない・いじめを生まない」土壌作りに取り組む。

いじめを許さない・生まない基本姿勢として以下の点を共有している。

- ・ いじめを許さない、見過ごさない環境作りに努める。
- ・ 児童ひとりひとりの自尊感情を育む教育活動に取り組む。（わかる授業づくりなど）
- ・ いじめの早期発見のための手段を講じる。
- ・ いじめが発見された場合は迅速に対応するとともに当該児童の安全を保障し、専門家や関係機関とも連携を図る。
- ・ 学校と家庭とが連携し、協力し合う。

3. いじめの防止等の指導体制、組織的対応等

(1) いじめ未然防止の取り組み

- ① いじめを許さない、見過ごさない環境づくりに努める。

- ・ 子どもたちに「いじめは許されない」という意識を教育活動の中で育む。また、いじめを見て見ないふりをすることもいじめに加担していることを理解させる。
- ・ 道徳の時間などで「命の大切さや尊さ」「自分と異なる意見や立場の尊重」を指導する。
- ・ 学校のきまりや規律を守るように指導する。

②児童ひとりひとりの自尊感情を育む教育活動に取り組む。

- ・ 「わかる」「できる」授業づくりや子どもたちが主体的に取り組める授業の工夫をすることで、子どもたちに自信をもたせる。(自尊感情を高める。)
- ・ 授業の中で「学びあう」場を設定することで、互いの良さを認め合う。
- ・ 児童会活動やペア活動を通して集団の一員としての自覚や責任をもたせ、自主的に活動する力を養う。また、子どもたち同士の交流をすることで互いに認め合ったり、人と関わったりすることの楽しさや大切さに気づかせる。
- ・ 委員会活動では、仕事に対する責任感を持たせるとともに、人の役にたっている喜びを味わわせる。

③情報モラルについての指導に取り組む。

- ・ インターネット(SNSやチャットなどを含む)を使用する際のルールやモラル、マナーを指導するとともに、保護者の責務についても、保護者へ啓発し、協力を求める。

(2)いじめの早期発見・早期対応の取り組み

①いじめ早期発見の手段を講じる。

- ・ アンケートを定期的(学期に1回)にとり、子どもたちの悩みや困っていることなどを聞き様子を知る。
- ・ 担任は子どもの様子をよく観察する。
- ・ 気になる児童や配慮の必要な児童については会議の場でも出し合い、全職員が共通理解しておく。

②いじめを発見したら早期対応に努める。

- ・ いじめと判断したら、いじめられている児童の安全を守るとともに、いじめた児童と双方の話を聞き、家庭への連絡も迅速にして協力を求める。
- ・ いじめを発見したら、担任ひとりだけでなく複数対応(学年や生徒指導担当、管理職など)し、必要なら関係機関とも連携を図る。

(3)いじめ問題に取り組むための校内体制

【いじめ対策推進委員会】

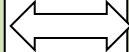
校長 教頭 養護教諭 各学年代表 (特別支援コーディネーター)
(スクールカウンセラー) (スクールソーシャルワーカー)

関係機関との連携

学校支援課 (38-2143) 子ども家庭総合支援室 (31-0643)
西宮 少年サポートセンター (0798-35-3875)
子ども家庭センター (0798-71-4670)

保護者・地域との連携

P T A 学校評議員会
中学校青少年健全育成推進会議
芦屋警察署 (23-0110) 潮見中学校 (34-1061)



いじめに発展する可能性のある事案やいじめの情報を把握

- ・いじめが疑われる言動を目撃した。
- ・子どもや保護者からの訴えがあった。
- ・アンケートや日記から気になる言葉を見つけた。
- ・ネット上での書き込みの情報を見つけた。など

生活指導担当に報告

管理職に報告

芦屋市教育委員会

担任(複数対応)による事実確認

- 被害者に事情を聴く
- 保護者面談
- 加害者に事情を聴く
- 保護者面談
- 周囲にいた児童に事情を聴く

臨時いじめ対策推進委員会の召集

- 校長 教頭 生活指導担当
- 養護教諭 各学年代表
- 該当学年団
- 特別支援コーディネーター
- スクールカウンセラー 等

いじめを認知

関係機関との連携

事実の究明と支援・指導

- いじめ被害者への対応・保護(心のケアなど)
- いじめ加害者への指導・対応
- 周りの児童への指導・対応
- 保護者との連絡

臨時職員会議

教職員へ知らせ、共通理解する。

継続的な支援・指導

聞き取りのポイント

- ・ 安心して話せる場所の確保する。
- ・ 個々に聴き取りをする。
- ・ 子どもの気持ちを十分に聞き、事実確認をする。
- ・ 必ず複数対応

(4) 未然防止及び早期発見のための指導計画

	職員会議・研修等	未然防止へ向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	職員会議	学級・学年づくり 1年生を迎える会	いじめ対策について保護者へ説明・啓発 (学級懇談会・全校保護者会) 家庭訪問(個人状況把握)
5月	職員会議 生活部 (基本方針検討)	ペア活動	
6月	職員会議 いじめアンケート実施 生活部 (いじめアンケート結果検討)	ペア活動 学校評議委員会	いじめ実態アンケート実施
7月	職員会議	ペア活動 1年生	個人懇談会(個人状況把握) いじめ実態アンケート結果報告
8月			
9月	職員会議	ペア活動 道徳参観	保護者との情報交換 (学級懇談会)
10月	職員会議	ペア活動 全校行事 人権週間	
11月	職員会議 いじめアンケート実施 生活部 (いじめアンケート結果検討)	ペア活動	いじめ実態アンケート実施 いじめ実態アンケート結果報告 個人懇談会(個人状況把握)
12月	職員会議	ペア活動	個人懇談会(個人状況把握)
1月	職員会議	ペア活動	
2月	職員会議 いじめアンケート実施 生活部 (いじめアンケート結果検討)	ペア活動	いじめ実態アンケート実施 いじめ実態アンケート結果報告
3月	生活部 (今年度総括と来年度への引 継ぎ) 職員会議	ペア活動 6年生を送る会 学校評議委員会	保護者との情報交換(学級懇談会)

* 事案が発生した場合にはそのつどいじめ対応検討委員会を緊急に召集して対応する。

* 職員会議では児童の情報交換をする。

4. 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する(年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。